

半田市不当要求行為等防止対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の事務事業に対するあらゆる不当要求及び暴力的不当要求行為（以下「不当要求行為等」という。）に対し、組織的取組を行うことにより、職員の安全及び事務事業の円滑かつ適正な執行を確保するため、不当要求行為等防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(不当要求行為等の定義)

第2条 この要綱において不当要求行為等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為
- (2) 正当な理由もなく、職員に面会を要求する行為
- (3) 乱暴な言動により職員に身の安全の不安を抱かせる行為
- (4) 正当な権利行使を装い、又は社会的相当性を逸脱した手段により、機関誌、図書等の購入並びに工事計画の変更、工事の中止、下請参入及び法外な補償等を不当に要求する行為
- (5) 庁舎等の保全及び庁舎等における秩序の維持並びに事務事業の執行に支障を生じさせる行為
- (6) その他前各号に準ずる行為

(所掌事務)

第3条 委員会は次の事務を行う。

- (1) 不当要求行為等の実態把握及び対策事項の審議
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 不当要求行為等の未然防止及び啓発事業
- (4) その他目的を達成するため必要な事業等

(組織)

第4条 委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充てる。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

4 委員は、教育長、企画部長、総務部長、市民経済部長、福祉部長、子ども未来部長、建設部長、水道部長、病院事務局長、教育部長及び市議会事務局長をもって充てる。

(発生事件の報告)

第5条 委員は、所管する業務（本市発注等の工事現場に対する不当要求行為等を含む。）

に關係して不当要求行為等が発生した場合は、直ちに不当要求行為等発生報告票（別記 様式）により、会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項に規定する報告を受けた場合は、内容を精査のうえ、必要に応じて警察等の関係機関に通報しなければならない。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集して、その議長となる。会長が不在又は事故ある時は、第4条第3項の規定により指名された委員がその職務を代理する。

2 会長が必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部人事課で行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。